

臨時駐車場のご案内

県庁外来駐車場が満車の場合は、県立図書館駐車場をご利用ください。

(注意事項)

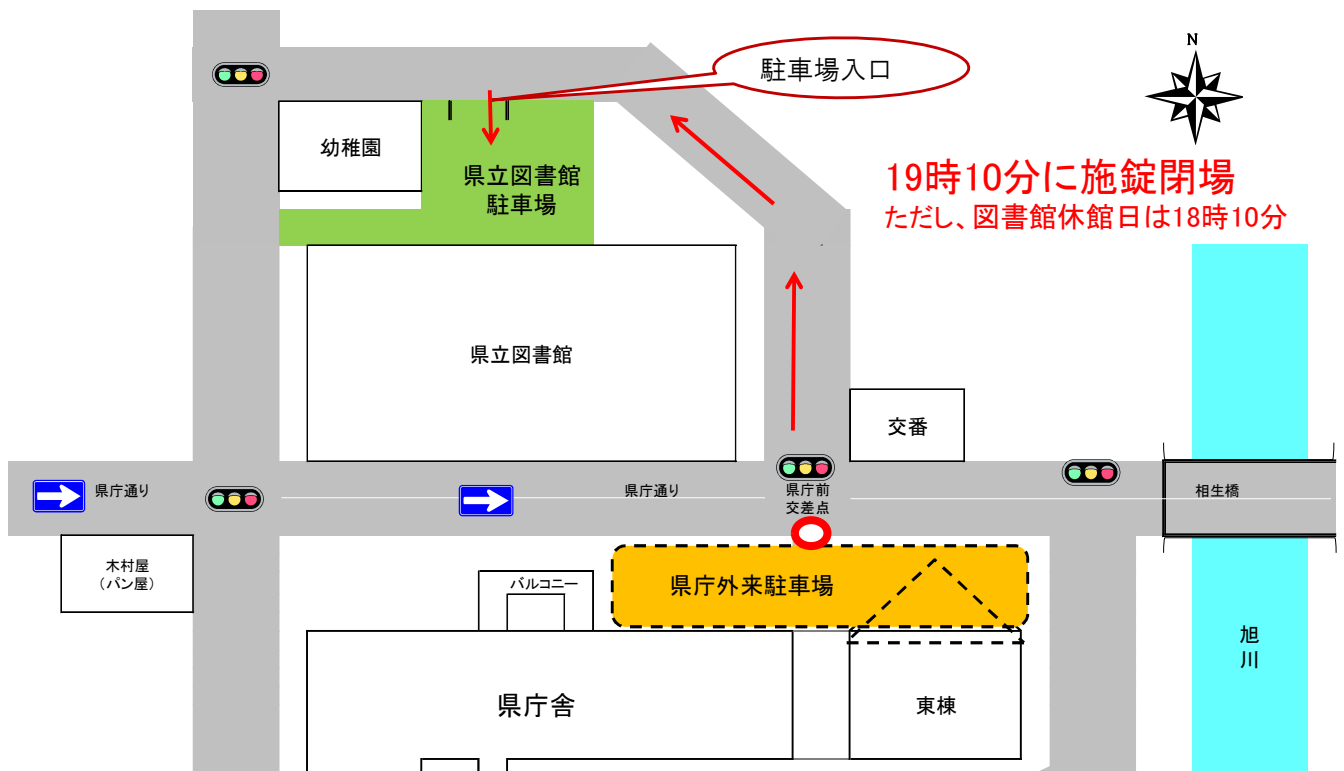
- ・県庁に用務のため県立図書館駐車場を利用された場合、次のとおり駐車券に「認証」を受けると、最初の1時間の駐車場使用料(所要時間が無料となる方※は全額)が無料となります。
- ・19時10分(図書館休館日は18時10分)までに出場してください。(左記時刻を過ぎると翌開場日まで出場はできません。)

(認証方法)

○ 1 時間無料の認証を受ける場合

- 1 駐車券を、県庁舎1階に設置の「割引認証機」にお通しください。
- 2 出庫の際、精算機に認証済みの駐車券を挿入し、不足分の駐車場使用料をお支払いください。

(案内図)



※ 所要時間無料となる対象

次に該当する方は、県庁で用務中の時間の駐車場使用料が無料となりますので、用務先の課(室)の職員にその旨をお伝えください。(お申し出がない場合には、所要時間無料の対象とはなりませんのでご注意ください。)

(対象)

- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、特定疾患医療受給者証をお持ちの方、又は、同伴の介護者が自動車を駐車するとき
- ・国又は地方公共団体の公用車を駐車するとき
- ・県が主催する委員会の委員等が、委員会に出席するために自動車を駐車するとき

○所要時間無料の認証を受ける場合の手続き

- 1 県庁舎内の用務先の課(室)の職員に駐車券を提示し、所要時間無料の対象となる旨をお伝えください。併せて、身体障害者手帳等をご提示ください。
- 2 職員が、上記の対象に該当することを確認し、駐車券に課名を押印します。
- 3 課名が押印された駐車券を、県庁舎1階総合案内(又は地下1階守衛室)で提示してください。(駐車券に認証処理を行います。)
- 4 出庫の際、この認証処理された駐車券を挿入し、出庫してください。

(ご注意) 上記に該当する方は、1時間無料の割引認証を受けないでください。